

～令和8年度 庄原市農業支援制度のご案内～

本市では、認定農業者や生産者団体の皆さんがスマート農業機械などの導入を通して、農業の生産性と収益性を向上し、競争力のある農業経営の実現を推進するとともに、一般農業者の皆さんが、農業機械の導入により農業の効率化と省力化を進め、持続可能な農業経営を行えるよう、これまでの制度を見直し、新たな支援制度を開始します。



具体的な内容は、農業振興課または各支所担当室へお問い合わせください。

農業者・生産者団体の皆さんへの支援内容

◆庄原市戦略型成長農業支援事業◆

事業名	事業内容	補助対象者 対象事業	補助率・額	交付条件
スマート 農業推進 事業	認定農業者が労力削減と農産物の販売額増加のために導入するスマート農業機械の購入に対して補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 認定農業者^{※1} ■対象事業 農業経営改善計画及びスマート農業技術カタログに掲載された機械価格 700万円以上のスマート農業機械の導入^{※2} 	補助金額： 300万円	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間は実施状況報告書を提出すること。 ・機械導入した年の翌年以降の農産物販売額が導入年度の10%以上増加。2回目以降の申請では目標達成していない農業者は申請できません。
農業機械 導入支援 事業	認定農業者が生産性と収益の向上のために導入する農業用機械施設の購入に対して補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 認定農業者^{※1} ■対象事業 農業経営改善計画で導入を計画している機械施設の導入^{※2} 	補助率： 新品 2/5 中古 1/4 補助金上限額： 100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間は実施状況報告書を提出すること。
農産園芸 振興事業	認定農業者が園芸作物の栽培に係る生産施設整備に要する経費に対して補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 認定農業者^{※1} ■対象事業 農業経営改善計画で導入を計画している生産施設の整備^{※2} 	補助率： 新品 2/5 中古 1/4 補助金上限額： 200万円	

※1 ①市内に住所を有する者、②市内に農地又は耕作権を所有する者、③市内で農畜産物生産を行う者で、改善計画書で販売額 1,000万円以上を目標とする者を対象者とします。

※2 中古農業機械等については、個人による相対の取引は対象外です。

◆庄原市地域承継型農業支援事業◆

事業名	事業内容	補助対象者 対象事業	補助率	交付条件
地産地消 農業推進 支援事業	市内の産直市や商店等の小売店、給食施設に出荷するための農産物の生産加工に必要な機械施設等の導入に係る経費に対して補助します。	■対象者 次のいずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、市内で農畜産物の生産・加工を行う農業者^{※3} 市内の産直市や商店等の小売店、給食施設に農畜産物を販売する農業者 ■対象事業 市内の産直市等へ出荷するための農産物の生産加工に必要な機械施設の導入	補助率： 新品 1/3 中古 1/4 補助金上限額： 30万円	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施後3年間は、市内の産直市、商店等の小売店、給食施設への出荷の取り組みを継続すること。
地域農業 未来創造 事業	地域営農集団など、共同で地域の営農活動で利用する農業用機械の導入に対して補助します。 	■対象者 市内に住所を有する農業者で組織する2戸以上の任意団体 ■対象事業 地域の営農活動で共同利用する農業用機械の導入	補助率： 新品 1/3 中古 1/4 補助金上限額： 50万円	<ul style="list-style-type: none"> 導入した機械は共同利用すること。 水稻栽培や畦畔管理で必要となる省力化に繋がる機械であること。 事業実施後5年間は、団体が営農する作付面積を維持すること。
自給食糧 生産応援 事業	農畜産物を出荷する農業者（認定農業者と法人を除く。）が圃場管理に必要な草刈り用機械の導入に対して補助します。 	■対象者 農畜産物の年間販売額が50万円以上の農業者 ^{※3} ■対象事業 リモコン草刈り機、ハンマーナイフモア等の省力化が図られる草刈機の導入	補助率： 新品 1/4 中古 1/5 補助金上限額： 20万円	<ul style="list-style-type: none"> 農産品販売額の確認のため、申請時に前年の確定申告書の写しを提出すること。 事業実施後5年間は農産物生産・出荷を維持すること。 刈り払い機は対象外。

申請受付 令和8年4月1日～9月30日（予算額がなくなり次第終了となります。）

【お問い合わせ先】

庄原市産業振興部農業振興課 TEL：0824-73-1227 FAX：0824-72-3322

メール：shinko@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室（TEL：0824-82-2181）

高野支所地域振興室（TEL：0824-86-2113）

東城支所産業建設室（TEL：08477-2-5008）

比和支所地域振興室（TEL：0824-85-3003）

口和支所地域振興室（TEL：0824-87-2113）

総領支所地域振興室（TEL：0824-88-3065）

※3 ①市内に住所を有する者、②市内に農地又は耕作権を所有する者、③市内で農畜産物生産を行う者